

名古屋港管理組合公報

平成19年3月30日

(金曜日)

号外第212号

目次

○名古屋港管理組合規約の一部を改正する規約…………… 1

規 約

平成十九年三月二十九日付けで総務大臣の許可があった名古屋港管理組合規約の一部を改正する規約は、次のとおりである。

平成十九年三月三十日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規約の一部を改正する規約

名古屋港管理組合規約の一部を次のように改正する。

○ 第十一条第一項中「及び出納長」を削り、同条第二項中「及び出納長（以下本条中「副管理者等」という。）」を削り、同条第三項から第五項までの規定中「副管理者等」を「副管理者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

○ 第十一条の二 組合に会計管理者一人を置く。

2 会計管理者は、愛知県知事及び名古屋市長の推薦する者につき管理者が命ずる。

3 会計管理者は、愛知県又は名古屋市の会計管理者をもつて充てることができる。

4 前項の規定により任命された組合の会計管理者が愛知県又は名古屋市の会計管理者の職を失ったときは、同時に組合の会計管理者の職を失う。

第十二条第二項中「前条」を「前二条」に、「除く外」を「除くほか」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

○ 1 この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過規定)

○ 2 この規約の施行の際現に在職する出納長は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

○ 3 前項の場合においては、改正後の名古屋港管理組合規約第十一条の二の規定は適用せず、改正前の名古屋港管理組合規約第十一条の規定は、出納長の職に係る部分に限り、なおその効力を有する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合